

平成18年  
4月から

# 介護保険制度がかわりました

介護保険制度について知らないことは  
地域包括支援センターまで！お気軽に！！

4月から介護保険制度が改正されました。改正に伴ってケアプラザの機能も一部変わりましたので概略をお知らせします。 介護保険制度改正の詳細は広報よこはま特別号（3月発行）をご覧ください

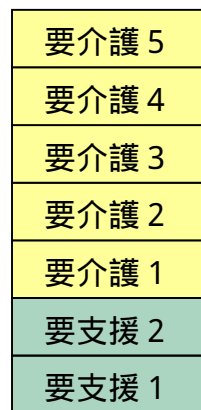
要支援1・2の方のための

## ☆新予防給付が始まります

要介護認定区分が6段階から7段階に変わり、介護度が軽い要支援1・2と認定された方は、それ以上介護度が重ならないように、新予防給付のサービスを利用します。

今まで

平成18年4月から



介護給付(今までと同じ介護サービス)を利用します。 現在「要支援」の方は、有効認定期間が終了するまでは介護給付のサービスを利用します。

新予防給付を利用します

新予防給付とは・・・

生活機能の維持・向上のために今までの在宅サービスの内容が見直されます。例えばヘルパーに家事を全て代行してもらうような使い方については、必要性、期間、サービス内容などが見直されます。

## ☆介護予防通所介護って何？

新予防給付の在宅サービスの1つです。新たに区分された、要支援1、要支援2の方が対象となります。

### 介護予防通所介護

高田地域ケアプラザの介護予防通所介護は、当面は従来のデイサービスプログラムを行ってまいります。右記の項目についても、体制の整ったものから実施する予定です。

#### 運動機能の向上

筋力の維持や転倒予防のための体操などを行います。

#### 栄養改善

生活環境を踏まえた食事の摂り方など管理栄養士と考えます。

#### 口腔機能の向上

口の中のケアを行い、食事をきちんと摂れる機能の維持・向上を行います。

在宅介護支援センターが

## ☆地域包括支援センターになります

今までもケアプラザの「在宅介護支援センター」で高齢者に関する相談を受けていましたが、「地域包括支援センター」と名前が変わり、職員体制や機能がパワーアップします。

地域包括支援センターの職員体制と役割

保健師または看護師

主任ケアマネジャー

社会福祉士等

要支援1・要支援2の方のケアプランの作成や介護保険の対象にならない方のケアプラン作成を行います。

区役所、関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援などを行います。

相談を受け、必要なサービス提供につなげます。虐待防止や成年後見制度などの権利擁護にも力を入れていきます。

介護保険の対象にならない方に

## ☆介護予防事業を行います

介護が必要な状態になることを防ぐために、横浜市が介護予防事業（地域支援事業）を行います。

転倒骨折予防事業

介護予防健康体操事業

高齢者のフットケア推進事業

認知症予防事業

口腔ケア・栄養改善事業

訪問指導事業

平成18年度の開催については、後日広報よこはま港北区版でお知らせする予定です。

対象者は・・・

介護保険を申請して非該当になった方や基本健康診査を受けた方などに基本チェックリストを使い生活機能の評価を行い、事業に参加する必要性がある方や要支援・要介護状態になる危険性が高い方が対象になります。